

平成 27 年 10 月 14 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 25 年(仮)第 34 号 公金支出金返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成 27 年 7 月 8 日

判 決

広島市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 佐々木 猛也

同 平田 かおり

同 橋本 貴司

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

被 告 広島市 長實三治

同訴訟代理人弁護士 松井 中誠

同 指定代理人 高森 正治

同 同 同 友坂 康治

同 同 同 芝村 良治

同 同 同 清田 富治

同 同 同 大和 幹祥

同 同 同 和千秋

広島市安佐南区古市 1 丁目 8-5

被 告補助参加人 種清和夫

同訴訟代理人弁護士 森川和彦

同 勝原 一郎

主 文



- 1 被告は、自由民主党・保守クラブに対し、36万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを3分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とし、補助参加によって生じた費用はこれを3分し、その2を原告の負担とし、その余を補助参加人の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、自由民主党・保守クラブに対し、108万円及び自由民主党・保守クラブが平成24年度の政務調査費の收支報告書を提出した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、広島市の住民である原告が、広島市議会の会派である自由民主党・保守クラブ（以下「本件会派」という。）が平成24年度に広島市から交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、本件会派は同市に対して上記支出額に相当する金員を損害賠償又は不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件会派に対して上記損害の賠償請求又は不当利得の返還請求をすることを求めた事案である。

1 関係法令等の定め

- (1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの）

100条

1項ないし13項（省略）

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項ないし19項（省略）

(2) 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年広島市条例第15号。平成25年広島市条例第1号による改正前のもの。以下「本件条例」という。乙1の1）

2条 政務調査費は、議会の会派（会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

4条

1項 政務調査費の月額は、所属議員の数に30万円を乗じて得た額とする。

2項～5項（省略）

7条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。

8条 会派は、政務調査費に関し、所属議員のうちから経理責任

者を選任しなければならない。

9 条

1 項 会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について、所定の収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、支出に係る領収証書その他の規則で定める証拠書類の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議会の議長に提出しなければならない。

2 項（省略）

3 項 政務調査費の交付を受けた会派（前項の場合にあっては、会派の消滅時における所属議員）は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第 7 条に規定する使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない。

10 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関する必要な事項は、市長が定める。

(3) 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年広島市規則第 45 号。平成 25 年広島市規則第 1 号による改正前のもの。以下「本件規則」という。乙 1 の 2）

2 条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議会の議長（以下「議長」という。議長及び議会の副議長が共に欠けたこと等により議長の職務を行う者がいない場合にあっては議会事務局長。次条及び第 6 条において同じ。）を経由して市長に申請しなければならない。所属議員の数等に異動を生じた会派の代表者が、

異動後の所属議員の数等に基づき政務調査費の交付を受けようとする場合も、同様とする。

8条 条例第7条に規定する規則で定める使途基準（以下「本件使途基準」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること。

(2)（省略）

11条

1項 政務調査費の交付を受けた会派は、その保管状況を明確にするとともに、経理については、次に掲げるとおりとする。

(1) 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。

(2) 条例第8条の規定により選任された経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

(3)(4)（省略）

2項（省略）

別表（第8条関係）

事務所費 会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(4) 広島市議会政務調査費運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。甲12）

広島市議会は、政務調査費支出の判断基準とし、政務調査活動の一助とするために本件マニュアルを策定しているところ、そこでは、「2 政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項」の項目中の「(1) 政務調査費の支出に当たっての基本指針」として、

「ア 調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。」,
「イ 政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、
必要性を有していること。」,「ウ 支出金額が、社会通念上相当と
認められる範囲内であること。」,「エ 支出に当たって、会派の了
承があること。」と記載されている。

また、「2 政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項」の
項目中の「(3) 按分の取り扱い」として、「議員の活動は、調査研
究活動以外にも、選挙活動、政党活動など様々な面を持っており、
その境界が必ずしも明確に区別できるとは限りません。また、自
宅に事務所を設置している場合の光熱水費など、政務調査費とし
て支出すべき実額の把握が困難な場合もあります。」「こうした場
合には、使用する量、面積及び時間などの実績又は実情を考慮し
た合理的な按分による算定方法により、政務調査費として支出す
る額を確定するものとします。」「専ら政務調査活動に資する場合
には、按分による算定方法の適用はありません。」と記載され、「実
績を用いた按分による算定方法例」として、「按分率＝政務調査活
動（使用面積・時間等）／政務調査活動（使用面積・時間等） +
それ以外の活動（使用面積・時間等）」と記載されている。また、
「なお、政務調査活動と他の活動との区分が明らかでなく、実績
の把握が困難である場合については、次の表の按分率を上限とし
て政務調査費に充当できるものとします。」と記載され、同表によ
れば、自宅外の賃借事務所で政務調査活動及びそれ以外の議員活
動をしている場合の備品費等の按分率（上限率）は2分の1とさ
れている。

2 前提事実（当事者間に争いがないか又は弁論の全趣旨及び後掲の 証拠により明らかに認定できる事実）

(1) 当事者等

- ア 原告は、広島市の住民である。
- イ 被告は、広島市の執行機関（市長）である。
- ウ 本件会派は、地方自治法100条及び本件条例2条に定める、広島市議会の会派の一つであり、補助参加人は、本件会派に所属する広島市議会の議員である。

(2) 補助参加人の賃貸借契約等

補助参加人は、平成24年3月25日、補助参加人が代表取締役となっている種清プラスチック株式会社（以下「本件会社」という。）との間で、本件会社が所有し、広島市安佐南区古市1-6-23に所在する2棟の建物を賃料合計月額7万円で賃借する旨の賃貸借契約を締結した（丙3）。補助参加人は、賃借した建物のうち、木造平屋建の建物を議員事務所として、軽量鉄骨造平屋建の建物を倉庫として、それぞれ利用した（以下、これらの建物を合わせて「本件各建物」といい、そのうち、木造平屋建の建物を「本事務所」と、軽量鉄骨造平屋建の建物を「本件倉庫」という。）。

また、補助参加人は、同日、本件会社が所有する駐車場2区画分（以下「本件各駐車区画」という。）を賃料月額2万円で賃借する旨の賃貸借契約を締結した（丙4。以下、本件各建物及び本件各駐車区画の賃貸借契約を併せて「本件各賃貸借契約」という。）。

(3) 政務調査費の交付

ア 広島市の交付

広島市は、本件会派に対し、平成24年度分の政務調査費として、その所属議員の数に30万円を乗じて得た金額を、毎月

交付した。

イ 会派の支出

補助参加人は、本件各賃貸借契約に基づく賃料が本件使途基準の事務所費に該当するとして、当該賃料の支払に充てるために政務調査費交付申請に係る請求書、領収証等を本件会派に提出した。これを受け、本件会派は、広島市から交付を受けた政務調査費から毎月9万円を補助参加人に支払い、その平成24年度分の合計額は108万円となった（以下、この平成24年度分の政務調査費の支出を合わせて「本件各支出」という。）。

(4) 本件訴訟提起に至る経緯

ア 監査請求

原告は、平成25年7月4日、広島市監査委員に対し、平成24年度に本件会派に対して交付された政務調査費のうち、補助参加人の議員事務所の賃料としての支出は不適切であると主張して、被告が本件会派に対して、その返還を請求することを求める住民監査請求をした。（甲1）

イ 監査結果

広島市監査委員は、平成25年8月9日、使途基準に照らし本件各支出が必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められないと判断し、同日頃、その旨を原告に通知した。（甲2）

ウ 原告は、平成25年9月6日、広島地方裁判所に本件訴訟を提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各支出が本件使途基準に反するといえるかであり、これについての当事者の主張は以下のとおりである。

【原告の主張】

(1) 会派の行う調査研究のために必要な「事務所」について

ア 本件条例が政務調査費の交付先を会派に限定していること、及び議員が行う種々の政務調査活動が、会派の行う政務調査活動か否かについては、理論上は区別できても、現実的には区別が困難であることからすれば、会派の行う調査研究のために必要な「事務所」とは、議員個人の事務所ではなく、会派がその名義で設置した事務所のみをいうと解すべきである。

したがって、会派が、その行う調査研究のための特別の必要から、その会派の名義で設置した事務所以外の事務所の事務所費を政務調査費から支出することは本件使途基準に違反する。

イ 本件においては、本件事務所及び本件倉庫は、補助参加人が本件会社との間で賃貸借契約を締結し、補助参加人個人がその名において設置した個人事務所であるから、「会派の行う調査研究のために必要な事務所」にはあたらない。

したがって、本件各支出は、本件使途基準に違反する。

(2) 必要性、合理性が認められないこと

ア 仮に、議員個人がその名において設置した事務所が本件使途基準にいう「事務所」に該当するとしても、議員の個人事務所は、会派の行う調査研究のほか、議員個人の行う調査研究活動、後援会活動、選挙活動、その他議員としての一般的な活動の場として利用されるものであり、会派の行う調査研究以外の活動のために使用された事務所の事務所費には、支出の必要性、合理性は認められない。

そのため、会派の行う調査研究とそれ以外の活動がされた割合によって事務所費を適切に按分しなければならず、会派の行う調査研究に使用された割合に相当する額の限度において、政

務調査費からの支出が認められるというべきである。

したがって、会派の行う調査研究活動以外の補助参加人個人の諸活動に本件事務所が利用された割合に相当する額について支出された政務調査費は、その必要性、合理性が認められない違法な支出である。

そして、使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が主張・立証された場合において、これに対する適切な反証が行われないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推認されるべきであり、本件においては、以下のとおり、使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実が存在する。

イ 本件会社の代表取締役は補助参加人であること

議員自身が代表者となっている会社から、建物を議員事務所として賃借し、政務調査費から事務所費としてその賃料を支出した場合、この事実は、議員の調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性を疑わせるに足りる客観的事情であるところ、さらに、以下のとおり、支出の合理性ないし必要性を疑わせるに足りる客観的事情がある。

(ア) 賃料支払の事実が疑わしいこと

補助参加人が本件各賃貸借契約に基づく賃料を支払ったことを証する証拠は、すべて手書きで記載された領収書（甲5）のみである。

これらの領収書には、本件会社名の記載はあるが、本来記載されるべき代表取締役の肩書きや氏名の記載はなく、また、社印ではなく、個人を示す印鑑が押印されたものと考えられ

る。

このように、領収書の記載それ自体から作成名義が真正なものか疑わしく、金銭の授受があったことについての信用性を欠くものであるといえる。

また、領収書は、議員事務所費用として支出したことを証するために提出されたものと考えられるが、これ以外に客観的に金銭の授受を示す預金通帳や振込明細票のような証拠も提出されておらず、補助参加人は本件会社の代表取締役であるという関係にあることからして、賃料等の支払の事実があつたのか極めて疑わしい。

(イ) 事務所の選択に関して必要性、合理性がないこと

補助参加人は、もともと本件会社が託児所及び倉庫として利用していた建物を、平成7年頃から議員事務所として改裝し、賃借したと主張するところ、補助参加人は、昭和58年に広島市議会議員に初めて当選したのであるから、平成7年以前にも議員事務所を設置していたことがうかがえる。

それにもかかわらず、参加人は、平成7年頃、本件会社が所有する本件各建物を、あえて、議員事務所として改裝し賃借したことになる。

他方、本件事務所は、未登記建物であり、その登記を義務付けられていない、定着性のない簡易の建物であることが明らかであって、本件会社において所有しているだけで負担となるものであれば、処分すれば足りるものであったといえる。

そうすると、少なくとも、補助参加人は、補助参加人自身が代表者である本件会社において利用する必要のなくなつた資産を、議員事務所として賃借することで、その利益の確

保を図ったということができるから、議員事務所の選択に必要性、合理性はない。

(イ) 倉庫の必要性、合理性が認められないこと

政務調査費からの支出が認められるのは、「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であり、事務所と倉庫とではその機能及び用途が全く異なることから、本件倉庫の賃料について政務調査費から支出することは、本件使途基準に反し、違法である。

(エ) 実質的に補助参加人の利益を図るものであること

支払った政務調査事務所（議員事務所）の賃料が、実質的に見て議員の利益となっている場合には、会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とは認められない。

本件においては、以下のような理由から、本件各賃貸借契約に基づき支払われた賃料は、実質的に見れば補助参加人の利益になったと認められる。

a 無償の使用貸借によることも可能であったこと

本事務所は、本件会社が所有する未登記の建物であり、昭和57年頃に本件会社が取得し、平成7年頃からは、改裝して、専ら補助参加人の議員事務所として賃貸に供された。

未登記の建物であるということは、登記義務がないとされる定着性のない簡易の建物であり、このことからすれば、人の居住用の建物としての利用が困難である。また、本事務所の床面積は、42平方メートルしかない上、その前面道路は、住宅地である周辺住民の生活道路で道幅も狭く、

交通量が多く小売店の立ち並ぶ可部街道（国道 186 号線）よりも奥まった位置にあり、事業用のテナントや事務所としての利用には物理的にも立地的にも不利である。

そのため、本件会社においては、事業の縮小に伴い、本事務所及び本件倉庫が遊休資産化したものであることは明らかである。

また、補助参加人は、本件会社の代表取締役であり、本事務所及び本件倉庫の利用経緯や立地条件を十分に熟知していたものである。

以上のことからすれば、補助参加人は本事務所及び本件倉庫を使用貸借することも十分可能であったといえるのであり、それにもかかわらず、あえて賃料月額 7 万円で賃貸借契約を締結することは、本件会社のみならず補助参加人の利益を図る目的があったというべきである。

b 本件会社の組織規模が、事業規模に比して過大であり、補助参加人以外の役員は名目的な役員にすぎないこと

本件会社は、取締役会及び監査役設置会社であり、補助参加人の他に 5 名の取締役、1 名の監査役がいる。

ところが、本件会社の事業規模は、本事務所及び本件倉庫を補助参加人に賃貸しているほかには、本件会社所有の土地を 30 区画に分けて駐車場として賃貸しているだけである。自社所有の不動産を賃貸に付し、その賃料で年間 300 万円弱の収入を得ているにすぎない赤字の会社に、取締役会や監査役は不要であるし、役員報酬の支払能力もない。

他方、本件会社が事業を縮小した結果、平成 21 年当時

には、上記のような事業規模となったと考えられるが、それにもかかわらず、他の取締役は平成24年3月19日に、監査役は平成22年3月30日に、それぞれ重任されている。

以上のことからすれば、補助参加人以外の本件会社の役員は、形だけの名目的な役員にすぎないといえる。

したがって、本件会社は、取締役会及び監査役設置会社であっても、それが十分に機能するような事業を行っておらず、補助参加人以外の役員は名目的な役員にすぎず、実質的には補助参加人の個人会社であるといえる。

c 本件会社の収入の3分の1強が補助参加人からの賃料収入であること

本件会社の収入は、賃貸収入と製品売上によるもののみであり、前者については年間285万6500円、後者については7万8750円の合計293万5250円である。そのうち、補助参加人からの賃料は、年間108万円であり、年間収入の3分の1強を占めている。

したがって、本件会社の収入は、その相当程度を補助参加人からの賃料収入に依拠しているものといえ、補助参加人以外の役員が名的な役員であることも併せて考えれば、補助参加人からの賃料収入は、実質的に見れば、補助参加人の利益となっている。

なお、本件会社は、販売費及び一般管理費として、年間363万円を計上しているが、製品売上が年間7万円程度であること、また、賃貸収入が年間285万円程度あるとしても、それが、本事務所及び本件倉庫並びに本件各駐

車区画を含む約30区画の駐車場の賃料によるものであることからすれば、極めて不自然、不合理である。

d 以上のことからすれば、本件会社は、実質的には補助参加人の個人会社であるといえ、本件会社への議員事務所の賃料の支払は、実質的に見れば補助参加人自身の利益になるものといえる。

ウ 会派の行う調査研究のための事務所としての必要性、合理性に欠けること

補助参加人の政務調査活動事務所記録簿には、業務内容として、「政務調査活動専用」との記載はあるが、以下のとおり、それだけで事務所費全額を政務調査費から支出することはできない。

(ア) 事務所の使用目的について

政務調査活動事務所記録簿の記載は、あくまでも補助参加人による自己申告にすぎず、議員の活動が政務調査活動のみにとどまらない広範なものであることからすれば、当該記載だけでは、補助参加人の事務所が政務調査活動のみに使用されたものかどうか、極めて疑わしいというべきである。

(イ) 政務調査活動事務所記録簿の記載について

政務調査費から、事務所費の全額への支出が認められるためには、当該事務所が、「会派の行う調査研究のために必要な事務所」に該当しなければならない。この「会派の行う」という会派性の要件については、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれるが、会派が行う承認に

は、それに先立ち、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額が会派に申請されていることが必要である。

補助参加人の政務調査活動事務所記録簿における「政務調査活動の内容」欄の記載を見ると、「下水道工事について」、「道路について」、「原爆について」などと、広島市政と関連を有するとも思われるような内容の記載はある。

しかし、それ以上に具体的な記載はなく、当該活動日において、具体的にどのような政務調査活動を行ったのかは、まったくわからない。

このように、本件において、補助参加人の事務所費については、補助参加人の議員事務所の利用状況や議員事務所における調査研究活動の内容を示す証拠は、政務調査活動事務所記録簿以外に提出されておらず、そこに記載された調査研究活動の内容も、極めて抽象的な記載にすぎず、このような記載のみでは、本件会派はこれらの活動を会派のための調査研究として承認するか否かを決めることはできないというべきである。

そして、調査嘱託の結果によれば、本件会派は、政務調査活動事務所記録簿と活動記録表の記載のみから、参加人の事務所が政務調査活動専用事務所であることの確認をしたにすぎず、同記録表の調査研究活動の内容の記載からは、その具体的な調査研究活動の内容は全く明らかになっていないにもかかわらず、これ以外に、支出を決定するにあたって調査研究活動の内容を調査したことがうかがわれる回答はなかった（本件会派は、同記録表の記載から会派が行う調査研

究か否かについて疑問が生じた場合に、補助参加人に聞き取り調査を行ったにすぎない。)。

すなわち、本件会派は、政務調査費から支出するにあたって、補助参加人が本件各建物で行ったという調査研究活動の内容を確認することなく、政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の外形から調査研究活動以外に事務所が利用されていないことを確認し、事務所費として賃料等の全額を政務調査費から支出することを承認したものにすぎず、その調査研究内容を具体的に確認し、会派の行う調査研究活動として承認するものとしたものではない。

したがって、本件会派の代表者が政務調査費からの支出を承認したことをもって、本件事務所で行ったとされる調査研究活動について、本件会派が、会派の行う調査研究活動であると承認したと評価することはできず、会派性の要件を充足していないため、本件各支出は本件使途基準に反し、違法な支出である。

エ 以上によれば、本件各建物及び本件各駐車区画の賃料全額を政務調査費から支出したことは違法である。

【被告の主張】

(1) 原告は、政務調査費が補助参加人に還流される危険性が高いと主張する。

しかし、賃借人である補助参加人と賃貸人である本件会社とは別人格であるから、補助参加人が本件会社の代表取締役に就任しているからといって、そのことのみをもって当然に本件会社が補助参加人個人の支配下にあるとまではいえないし、また、会社は営利企業であるから、その所有する建物等を賃貸して賃料を得る

などの行為を行うこと自体何ら不自然なことではない。

そして、本件賃料は、本件会社に帰属する収入として会計処理されるべきものであるから、本件マニュアルにおいて不適切な事例として示されている「自宅事務所又は自己所有の事務所の賃料」と同視されるべき理由も見当たらない。

さらに、本件政務調査費について原告が行った監査請求に対し、広島市監査委員は、補助参加人と本件会社との間には賃貸借関係があり賃料も高額でないことなどから、本件使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められないとの結論に達し、当該請求を棄却している。

したがって、上記の原告の主張は失当である。

(2) 原告は、議員の活動には調査研究活動以外の活動が含まれるのが一般であるとの前提の下、およそ政務調査事務所に係る経費を政務調査費で全額支出することは許されない旨主張する。

しかし、本件各支出が行われた当時、補助参加人が所属していた本件会派から提出された政務調査活動事務所記録簿には、本件各建物の使用目的が政務調査活動専用であるなどと記載されている。

このことから、本件会派は、政務調査活動事務所記録簿により、本件各建物が専ら政務調査活動に使用されているものかどうか、その使用目的を確認し、当該使用目的が政務調査活動専用であると認めた上で、本件各建物及び本件各駐車区画の賃料の全額を政務調査費から支出する決定をしたと考えるのが合理的である。

したがって、上記の原告の主張は失当である。

(3) 原告は、補助参加人の本件各建物における活動が「会派の行う調査研究」に当たらない旨主張する。

ア しかし、会派において承認に係る内部的な取決めがされていたような事情がない限り、会派の代表者が支出伝票に基づき支出の承認を行うことにより、「会派が行う」との要件を満たすところ、本件において、会派の代表者は、所定の手続に則して本件各支出を承認しているのであるから、会派性の要件を満たしているものである。

イ また、調査嘱託の結果によると、本件会派は、政務調査活動専用事務所を設置する場合には、政務調査活動以外の活動は別の場所で行うよう強く指導していること、政務調査活動事務所記録簿の記載内容については特に厳正を期するよう会派内で徹底を図っていたこと、会派代表者が直接政務調査事務所に赴き、政務調査活動専用として利用されていることを適宜確認していることが認められる。

以上のとおり、会派の代表者は、政務調査活動事務所記録簿の記載内容の確認に加えて、事務所に赴いて利用実態を確認するなど、政務調査事務所が専ら政務調査活動に使用されるためのものであることを適正に判断しているものである。

ウ 以上のとおり、会派の代表者は、本件各支出について、必要な確認を行った上で所定の手続により、承認を行い、政務調査費を支出したものであるから、上記の原告の主張には理由がない。

【補助参加人の主張】

(1) 本件会社について

本件会社は、昭和42年5月20日に設立され、コップやうどんの容器等を製造していた。補助参加人が広島市議会議員に初めて当選したのは昭和58年であるから、補助参加人が市議会議員

になる前から存在している、補助参加人の議員活動とは関係のない会社である。

現在は、不動産管理が主な業務となっており、売り上げの大部分は不動産の賃料収入であるが、現在でも若干のプラスチック製品の売り上げがある。本件会社は、その所有する不動産のうち、本件各建物を補助参加人に賃貸し、本件各駐車区画を含む土地を駐車場にして複数の賃借人に賃貸し、収入を得ている。

本件各建物は、事務所と倉庫であるが、両方を併せると床面積は約70平方メートルあり、賃料が月額7万円であるから、坪単価は約3300円であって、近隣相場と比較して格別高額ではない。

また、駐車場には駐車区画が約30区画あり、補助参加人が賃借している本件各駐車区画は、そのうちの2区画である。

以上のとおり、本件会社は、補助参加人の市議会議員活動とは別に独立して活動している、補助参加人とは別の法主体である。

(2) 補助参加人は、平成7年以前、自宅を議員事務所として使用していたが、手狭になったため、本件会社が託児所及び倉庫として使用していた建物を改装して、議員事務所として賃借することにした。

本件倉庫は、本事務所とは別棟であり、休憩室や食堂として使用している。

(3) 以上のとおり、補助参加人は本件各建物及び本件各駐車区画を利用して政務調査活動を行っているから、本件各建物並びに本件各駐車区画の賃料全額を政務調査費から支出することは、本件用途基準に反しない。

第3 当裁判所の判断

1(1) 本件各支出は、いずれも、本件会派が平成24年度中に交付を受けた政務調査費から本件規則別表所定の事務所費として支出したものであるところ、地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができると定めており、この定めを受けて、本件条例は、会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（7条）、政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において7条に規定する使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（9条3項）と規定している。

そして、本件使途基準によれば、政務調査費は本件規則の別表に掲げる経費と認められるものに充てることとされ（同規則8条(1)）、同規則の別表には、「事務所費」とは「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定められている。したがって、支出された政務調査費（本件各支出）が本件規則の別表にいう事務所費と認められるものに充てられていない場合には、当該支出は違法であり、当該支出をした会派は、広島市に対し、当該支出相当額を不当利得として返還しなければならないというべきである。

(2) 政務調査費から支出することが許される事務所費について
本件条例は、会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従

って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（7条）と定め、本件使途基準は、「事務所費」とは「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定めている。したがって、政務調査費から支出することができる事務所費とは、会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費であって、議員の調査研究に資するために必要と認められる経費でなければならないというべきである。

また、事務所費は「会派の行う調査研究のために必要な事務所」の経費であるから、事務所内で会派の行う調査研究とそれ以外の活動が行われている場合には、事務所内での活動実績に照らしてそれぞれの活動が行われた割合に応じて事務所の設置及び管理に要する経費を按分し、会派の行う調査研究がされた割合に応じた按分額を超える支出をすることは、本件使途基準に違反するというべきである。

(3) 「会派の行う調査研究のために必要な事務所」について

ア 上記(2)で検討したとおり、「事務所費」とは「会派の行う調査研究のために必要な事務所」の経費でなければならぬから、その賃料の支払に政務調査費が充てられた事務所は、「会派の行う調査研究のため」の事務所でなければならないというべきである。

そして、ここにいう「会派の行う調査研究」には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきであり、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織

される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである（最高裁平成19年（行ヒ）第170号同21年7月7日第三小法廷判決、裁判集民事231号183頁参照）。

イ(ア) これを本件についてみると、前提事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 本件マニュアルによれば、政務調査用の事務所については事務所台帳及び賃貸借契約書（賃貸事務所の場合）を、政務調査費で全額を支出又は実績により按分している事務所については政務調査活動事務所記録簿を、それぞれ本件マニュアルの別添様式集で定める様式又はそれと同等の内容が記載されている会派で定めた様式により資料を作成し、会派で保管しておく必要があるとされている。そして、本件マニュアルの別添様式集によれば、政務調査活動事務所記録簿の1枚目には事務所使用形態等を記入する欄があり、そのうちの事務所使用目的を記入する欄には、政務調査活動専用か他の活動と兼用かを記入することとされており、また、同記録簿の2枚目以降は活動記録表となっており、各月ごとに、毎日、「政務調査活動のための使用時間」、「その他の活動のための使用時間」、及び「主な政務活動の内容」を記入することとされている。（甲11、甲12）

本件会派の代表者は、本件各建物について、本件マニュアルの別添様式集で定める様式と同等の内容が記載されている会派で定めた様式に従って補助参加人が記入した

政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載を確認していた。(調査嘱託の結果)

b 政務調査費の支出の対象が議員事務所の賃料である場合、会派の代表者は、議員から提出された事務所の賃料に係る請求書や領収書等を踏まえ、支出の対象が本件使途基準に従つたものかを判断し、本件マニュアルの基本指針にも留意した上で、政務調査費を支出する決定を行う。そして、この支出決定に際しては、その都度、所定の支出伝票(甲11)が作成される。

本件各支出についても、補助参加人が本件各建物及び本件各駐車区画の賃料の領収証を本件会派の代表者に提出し、本件会派の代表者がその支出を承認して、政務調査費の支出が決定された。(甲5)

(イ) 上記(ア)で認定した事実によれば、本件会派においては、会派の代表者の承認を得て政務調査費が支出されることになっており、その承認に係る内部的な意思決定手続等に関して特別の取決めがされていたような事情はうかがわれない。そうすると、本件会派の代表者が本件各支出についてした承認は、本件会派において内部的に決定された正規の政務調査費支出の手続に則して、本件会派の名において行われたものということができる。そうである以上、その承認は、本件会派自らがした承認と評価されるものであり、また、特段の事情のない限り、その所属議員の事務所における調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認めるのが相当であるところ、本件各支出について、上記特段の事情はうかがわれ

ず、また、本件会派は、補助参加人が作成した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載に基づき、本事務所での活動を把握した上で、本件各支出を承認したことが認められる一方、補助参加人が作成した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の政務調査活動に関する記載が事実と異なることをうかがわせる証拠はない。

したがって、本件各支出によって賃料の支払がされた本件各建物は、「会派の行う調査研究のため」の事務所であると認められる。

ウ これに対し、原告は、会派の行う調査研究のために必要な「事務所」とは、議員個人の事務所ではなく、会派がその名義で設置した事務所に限られるものと解すべきである旨主張するが、上記アのとおり、「会派の行う調査研究」には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきであり、それには当該議員の個人事務所においてなされるものも含まれると解されるから、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 本件各支出の割合について

ア 本件各建物は一つの契約によって賃借されており、その賃料も本件各建物全体に関するものとして支払われているところ、上記(2)で検討したとおり、事務所内で会派の行う調査研究とそれ以外の活動が行われている場合には、事務所内での活動実績に照らして、それぞれの活動が行われた割合に応じて事務所の設置及び管理に要する経費を按分し、会派の行う調査研究がさ

れた割合に応じた按分額を超えて政務調査費から支出するこ
とは、本件使途基準に違反するというべきである。

そこで、以下、本件各建物が政務調査活動以外にも使用され
ていたか否か（本件各建物全体が政務調査活動専用のものであ
るか否か）を検討し、本件各支出について、会派の行う調査研
究がされた割合に応じた按分額を超えて政務調査費から支出
されたか否かを検討する。

イ(ア) 本件事務所について

証拠（乙3）によれば、本件各建物は、事務所の使用目的
が政務調査活動専用とされていることが認められ、また、活
動記録表の中の「主な政務調査活動の内容」欄の記載や補助
参加人の主張、説明に照らしても、本件各建物のうち本件事
務所において政務調査活動以外の活動を行っていることは
うかがわれない。

また、調査嘱託の結果によれば、本件会派では、補助参加
人から提出された政務調査活動事務所記録簿及び活動記録
表の使用形態等を記載する欄において、事務所使用目的が
「政務調査活動専用」であること、事務所内の常勤職員の業
務内容が「政務調査活動専用」であることを確認し、活動記
録表において、事務所の活動時間数及び「主な政務調査活動
の内容」欄に記載された項目を確認し、政務調査活動か否か
について疑問が生じた場合には、補助参加人に確認をとった
後、補助参加人に対し政務調査活動事務所記録簿の記載内容
に誤りがないことを確認して、本件各建物が政務調査活動専
用であると判断したことが認められる。また、一般に、会派
の代表者は、各議員の事務所に直接赴き、事務所が専ら政務

調査活動の為に使用されていることを適宜確認していたこともうかがわれる。

そうすると、本件事務所はもっぱら政務調査活動のために使用され、本件事務所において、会派の行う調査研究以外の活動が行われたことを認めるに足りる証拠はないから、本件事務所の賃料を政務調査費から支出することは、本件使途基準に違反しないというべきである。

(イ) 本件倉庫

本件各建物のうち本件倉庫についても、調査嘱託の結果によれば、補助参加人から本件会派に提出された政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の使用形態等を記載する欄においては、本件事務所と一体のものとして、事務所使用目的が「政務調査活動専用」であり、事務所内の常勤職員の業務内容が「政務調査活動専用」であるとされ、本件会派はこれを確認するなどして、本件事務所と一体のものとして、本件倉庫についても政務調査活動専用の事務所の一部であると判断したことが認められる。

しかしながら、本件事務所とは別棟となっている本件倉庫が具体的にどのような活動のために使用されているかは政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載からは必ずしも明らかでなく、本件倉庫が政務調査活動に使用されている事実を直接裏付ける的確な証拠もない一方、本訴における補助参加人の主張によれば、補助参加人は本件倉庫を休憩室や食堂として利用していること、本件事務所のみでもその面積は約40平方メートルで、政務調査活動専用の事務所として機能し得るだけの広さがあると解されることなどの事情を併せ

考えれば、本件各建物のうち本件倉庫までが会派の行う調査研究のために使用されているものとは認められないというべきである。

そうすると、本件各建物の全部が政務調査活動専用のものであると認めることはできず、本件各建物の賃料のうち本件倉庫の賃料に相当する部分を政務調査費から支出することは、本件使途基準に違反するというべきである。

(ウ) 本件各駐車区画について

本件各駐車区画は2区画であるところ、この程度の駐車区画を本件事務所の来客用に賃借することは、本件事務所において会派の行う調査研究を行うための必要性が肯定でき、また、本件各駐車区画の賃料が近隣の駐車区画の相場に比して、これと著しくかい離している等の事情も認められない。

そうすると、本件各駐車区画の賃料を政務調査費から支出することは、本件使途基準に違反しないというべきである。

(エ) 以上によれば、本件各支出のうち、本件事務所及び本件各駐車区画の賃料相当額を政務調査費から支出することは本件使途基準に従った適法な支出と認められるが、本件倉庫の賃料相当額を政務調査費から支出することは本件使途基準に違反すると認められるから、本件会派は本件倉庫の賃料相当額を広島市に対して返還すべきである。

そして、本件倉庫の賃料相当額は、本件事務所及び本件倉庫の賃料を、本件事務所及び本件倉庫の床面積に占める本件倉庫の床面積の割合で除した額と認めるのが相当であるところ、証拠（丙3）によれば、本件事務所の面積は40平方メートルであり、本件倉庫の面積は30平方メートルである

から、本件倉庫の賃料相当額は、以下の計算式のとおり、年額 36 万円となる。

【計算式】

$$7 \text{ 万円} \times 30 \text{ 平方メートル} / 70 \text{ 平方メートル} \times 12 \text{ か月} \\ = 36 \text{ 万円}$$

したがって、本件会派は広島市に対し、不当利得として 36 万円を返還しなければならない。

ウ 遅延損害金について

本件条例 9 条 1 項は、「会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について、所定の収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を作成し、支出に係る領収証書その他の規則で定める証拠書類の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議会の議長に提出しなければならない。」と、同条 3 項は、「政務調査費の交付を受けた会派（前項の場合にあっては、会派の消滅時における所属議員）は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第 7 条に規定する使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、收支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない。」とそれぞれ定めている。

これらの規定に照らせば、本件条例は、本件使途基準に従つて支出した政務調査費の残余金の返還期限を政務調査費の交付に係る年度の翌年度の 4 月 30 日と定めているものと解すべきであるから、政務調査費を違法に支出したことの理由とする不当利得返還請求における附帯請求の起算日は、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の 5 月 1 日と認めるのが相当である。

(5) 本件各支出の必要性、合理性について

ア 上記(3), (4)で検討したところによれば、本件各支出のうち、本件事務所及び本件各駐車区画の賃料相当額を政務調査費から支出することは、本件規則別表の「会派が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」として、本件使途基準に従った適法な支出と認められる。

イ これに対し、原告は、本件事務所において会派の行う政務調査活動がなされているとしても、本件会社は補助参加人が支配しており、本件賃料を政務調査費から支出することは、実質的には補助参加人の利益となっているなどとして、本件各支出は支出の必要性、合理性を欠き、違法であると主張する。

しかし、証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、本件会社は、昭和42年5月20日に成立した、不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介業務等を目的とする株式会社であり、取締役会及び監査役が設置され、補助参加人他5名が取締役に就任していること（ただし、常勤の取締役はない。）、本件会社が賃貸に供する土地は、本件各駐車区画もその中に含まれる約30区画の駐車場のみであり、同駐車場の月額賃料は1区画あたり1万円であること、本件会社が賃貸に供する建物は、本件事務所及び本件倉庫のみであること、これらの他には、本件会社が賃貸に供する不動産は存在しないこと、以上の事実が認められる。

以上の事実によれば、本件会社は補助参加人が広島市議会での議員活動を始める前から事業を行っており、現在も駐車場の賃貸などの事業を営んでいる中で、補助参加人との間で本件各賃貸借契約を締結したものであり、補助参加人以外の取締役も

存在するのであるから、本件会社と補助参加人を同一視することはできず、本件会社に本件事務所及び本件各駐車区画の賃料を支出することをもって補助参加人に利益を与えることであり、その必要性、合理性が欠けると認めることはできないといふべきである。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

2 以上によれば、原告の請求は主文1項の限度で理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 末永雅之

裁判官 吉岡茂之

裁判官 土山雅史

これは正本である

平成27年10月14日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

西川 敬志

平成27年10月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(仮)第48号 公金支出金返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成27年7月8日

判 決

広島市 [REDACTED]

原

告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 佐々木 猛也

同 平田 かおり

同 橋本 貴司

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

被 告 広島市 長實三治

同訴訟代理人弁護士 島井一誠

同指定代理人 高森正三

同 松坂康治

同 中森雄治

同 松坂孝治

同 山本祥治

同 芝富雄秋

同 清水幹秋

同 大和千秋

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

被告は、別紙の購入者欄記載の者及び会派（No. 18 及び No. 44 を除く。）に対し、同別紙の購入者欄に対応する政務調査費支出額欄記載の金員及びこれに対する各支出日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第 2 事案の概要

本件は、広島市の住民である原告が、広島市議会の 7 会派及びこれらの会派に所属する議員らが平成 23 年度に広島市から交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行つており、上記各会派は同市に対して上記支出額に相当する金員を損害賠償又は不当利得として、議員らは同市に対して上記支出額に相当する金員を不当利得としてそれぞれ返還すべきであるのに、被告はその請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、被告に対し、上記各会派及び議員らに対して上記不当利得の返還請求をすることを求めた事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（平成 24 年法律第 72 号による改正前のもの）

100 条

1 項ないし 13 項（省略）

14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及

び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項ないし19項（省略）

(2) 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年広島市条例第15号。以下「本件条例」という。乙1）

2条 政務調査費は、議会の会派（会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

4条

1項 政務調査費の月額は、所属議員の数に30万円を乗じて得た額とする。

2項～5項（省略）

5条

1項 政務調査費の月額の算定の基礎となる所属議員の数並びに常勤職員及び前条第5項の臨時的に雇用した職員の雇用の状況（以下「所属議員の数等」という。）は、毎月の初日における所属議員の数等による。

2項 前項の所属議員の数は、月の初日に当該会派の所属議員でなくなった者がある場合は、その者の数を控除した数とする。

7条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。

8条 会派は、政務調査費に関し、所属議員のうちから経理責任者を選任しなければならない。

9条

1項 会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費に

ついて、所定の収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、支出に係る領収証書その他の規則で定める証拠書類の写しを添えて、当該年度終了後30日以内に議会の議長に提出しなければならない。

2項（省略）

3項 政務調査費の交付を受けた会派（前項の場合にあっては、会派の消滅時における所属議員）は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第7条に規定する使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない。

10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関する必要な事項は、市長が定める。

(3) 広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号。以下「本件規則」という。乙2)

2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議会の議長（以下「議長」という。議長及び議会の副議長が共に欠けたこと等により議長の職務を行う者がいない場合にあっては議会事務局長。次条及び第6条において同じ。）を経由して市長に申請しなければならない。所属議員の数等に異動を生じた会派の代表者が、異動後の所属議員の数等に基づき政務調査費の交付を受けようとする場合も、同様とする。

8条 条例第7条に規定する規則で定める使途基準（以下「本件

使途基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政務調査費(会派職員雇用費に相当する部分を除く。)は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること。
- (2) (省略)

1 1 条

1 項 政務調査費の交付を受けた会派は、その保管状況を明確にするとともに、経理については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。
- (2) 条例第8条の規定により選任された経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

(3)(4) (省略)

2 項 (省略)

別表(第8条関係)

事務所費 会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

- (4) 広島市議会政務調査費運用マニュアル(以下「本件マニュアル」という。甲3)

広島市議会は、政務調査費支出の判断基準とし、政務調査活動の一助とするために本件マニュアルを策定しているところ、そこでは、「2 政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項」の項目中の「(1) 政務調査費の支出に当たっての基本指針」として、「ア 調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。」、「イ 政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。」、「ウ 支出金額が、社会通念上相当と

認められる範囲内であること。」、「エ 支出に当たって、会派の了承があること。」とされている。

また、「2 政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項」の項目中の「(3) 按分の取り扱い」として、「議員の活動は、調査研究活動以外にも、選挙活動、政党活動など様々な面を持っており、その境界が必ずしも明確に区別できるとは限りません。また、自宅に事務所を設置している場合の光熱水費など、政務調査費として支出すべき実額の把握が困難な場合もあります。」「こうした場合には、使用する量、面積及び時間などの実績又は実情を考慮した合理的な按分による算定方法により、政務調査費として支出する額を確定するものとします。」「専ら政務調査活動に資する場合には、按分による算定方法の適用はありません。」と記載され、「実績を用いた按分による算定方法例」として、「按分率＝政務調査活動（使用面積・時間等）／政務調査活動（使用面積・時間等）＋それ以外の活動（使用面積・時間等）」と記載されている。また、「なお、政務調査活動と他の活動との区分が明らかでなく、実績の把握が困難である場合については、次の表の按分率を上限として政務調査費に充当できるものとします。」とされ；同表によれば、自宅外の賃借事務所で政務調査活動及びそれ以外の議員活動をしている場合の備品費等の按分率（上限率）は2分の1とされている。

2 前提事実（当事者間に争いがないか又は弁論の全趣旨及び後掲の証拠により明らかに認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、広島市の住民である。

イ 被告は、広島市の執行機関（市長）である。

(2) 政務調査費の交付及び支出（甲1）

ア 政務調査費の交付決定

平成23年4月1日付で、別紙の「会派名」欄記載の7会派（以下、これら7会派を併せて「本件各会派」という。）の代表者から広島市議会議長を経由して平成23年度分の政務調査費交付申請書が広島市長に提出され、同日付で、広島市議会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が、申請額が本件条例4条及び5条並びに本件規則7条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、本件各会派に申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。

広島市議会議員選挙による改選後の同年5月18日付で、本件各会派の代表者から広島市議会議長を経由して、平成23年度分の政務調査費交付申請書が広島市長へ提出され、同日付で、総務課長が、申請額が本件条例4条及び5条並びに本件規則7条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、本件各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。

その後、同年12月21日付で市政改革クラブに係る変更決定が行われ、平成24年1月11日付で市政改革クラブ、無党派クラブ及び地域デザインに係る変更決定が行われたが、これにより、市政改革クラブは市政改革・地域デザイン・無党派クラブに名称変更し、無党派クラブ及び地域デザインは会派が消滅した。また、同年1月25日付で市政改革・地域デザイン・無党派クラブに係る変更決定が行われた。これらの事務は、いずれも本件条例、本件規則に基づく額であることを確認された上で総務課長により決裁された。

また、これらの決裁は、広島市職務権限規程（昭和42年広島市訓令第13号）に定められた手続にしたがって、適法になされた。

イ 政務調査費の交付

平成23年4月1日付で、本件各会派の代表者から広島市長宛に4月分の政務調査費交付請求書が提出され、同日付で総務課長がその交付決定を行った。その後、同様の手続を経て各月の政務調査費が本件各会派に交付された。

ウ 本件各会派の支出

本件各会派は、平成23年度中に、交付を受けた政務調査費から、本件規則別表所定の事務所費（以下「本事務所費」という。）として、別紙の品目欄記載の電化製品の購入費をそれぞれ支出した。

なお、別紙の購入者欄に会派と記載されている電化製品は市議会議事堂内会派控室で使用・保管され、同欄に議員名が記載されている電化製品は当該議員の個人事務所で使用・保管されている。

(3) 本件訴訟提起に至る経緯

ア 監査請求

原告は、平成24年9月12日、広島市監査委員に対し、平成23年度に会派に対して交付された政務調査費のうち、別紙の政務調査費支出額欄記載の各支出が不適切である旨主張して、被告が会派又は議員に対して、その返還を請求することを求める住民監査請求をした。（甲1、甲4）

イ 監査結果

広島市監査委員は、平成24年11月9日、別紙のNo.18の

空気清浄機に係る支出を除き、いずれも使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めることはできないと判断し、同日頃、その旨を原告に通知した。(甲1)

ウ 原告は、平成24年12月7日、広島地方裁判所に本件訴訟を提起した。

(4) 政務調査費の返還

原告が住民監査請求において返還請求することを求めた上記各支出のうち、別紙のNo.18の空気清浄機については平成24年11月12日に自由民主党・保守クラブから、No.44のテレビについては同年7月26日に日本共産党から、それぞれ広島市に返還された。

また、No.29、No.49及びNo.50の各一部についても、以下のとおり各会派から返還されている。

すなわち、No.29のエアコンの一部11,550円については、支出年度が誤っていたものであったとして、平成24年10月24日に市政改革・地域デザイン・無党派クラブから、No.49のテレビの一部47,333円については、議員辞職に伴う会派の消滅により、税法上の耐用年数から使用期間を差し引いた未使用期間に相当する額として、平成24年10月31日にみんなの党から、No.50のエアコンの一部87,083円についてもNo.49と同様の理由で、同日にみんなの党から、それぞれ返還された。

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各会派が政務調査費から別紙の品目欄記載の電化製品（ただし、No.18及びNo.44を除く。）の購入費を支出したこと（以下、これらの各支出を併せて「本件各支出」という。）が、本件使途基準に反するといえるかであり、これについての当事者の

主張は以下のとおりである。

【原告の主張】

(1) 会派の行う調査研究のために必要な「事務所」について

本件条例が政務調査費の交付先を会派に限定していること、及び議員が行う種々の政務調査活動が、会派の行う政務調査活動か否かについては、理論上は区別できても、現実的には区別が困難であることからすれば、会派の行う調査研究のために必要な「事務所」とは、議員個人の事務所ではなく、会派がその名義で設置した事務所のみをいうと解すべきである。

したがって、会派が、その行う調査研究のための特別の必要から、その会派の名義で設置した事務所以外の事務所に備え付けられた電化製品の購入費は、そもそも本件事務所費には当たらないから、本件各支出のうち、別紙の購入者欄に議員名が記載されている電化製品の購入費に充てられた部分は、本件使途基準に違反する。

(2) 事務所の「設置及び管理に要する経費」について

ア 支出が認められる備品について

仮に、議員個人の名義で設置された事務所が本件使途基準にいう「会派の行う調査研究のために必要な事務所」に該当するとしても、議員個人の事務所は、会派の行う調査研究活動を離れた当該議員の個人的な種々の活動等のために利用される可能性が否定できないところ、本件条例においては議員個人に対する政務調査費の支出が認められていないのに、会派を通じ、会派に属する議員個人の政務調査費に相当するものとして分配される危険性があり、政務調査費の交付対象を会派に限定した本件条例等の趣旨に反することになる。さらに、購入した備

品については、その所有権についての定めがなく、会派又は議員個人の資産形成につながる可能性がある。

以上のことからすれば、「事務所の設置及び管理に要する経費」には、単に事務所として機能するために必要な備品の購入費は含まれず、会派の行う調査研究に直接必要な備品の購入費に限定されると解すべきである。

イ このような観点からすると、本件各支出のうち、テレビ、D V D レコーダー、ブルーレイディスクレコーダー、地デジ対応テレビチューナー、C D ラジオについては、抽象的には、政務調査活動に直接必要な備品ということができるが、これら以外の物品の購入費は、会派の行う調査研究に直接必要な備品とはいはず、一般的に事務所として機能するために必要な備品にすぎないから、その購入費は本件事務所費には当たらず、これを政務調査費から支出することは、本件使途基準に違反する。

また、本件マニュアルでは、備品とは購入金額2万円以上でなければならないとされているから、2万円に満たない物品についても購入することは許されない。

(3) 支出の必要性、合理性について

ア 本件使途基準によれば、政務調査費から本件事務所費として本件各支出をするためには、上記(1)、(2)の条件が満たされたことに加えて、当該支出それぞれについて、個別具体的に会派の行う調査研究のための必要性、合理性が認められなければならぬ。

ところで、議員の活動には会派を離れた議員個人の調査研究のための活動も含まれるし、特に議員の個人事務所はそのような活動に供される余地がある。

したがって、「会派の行う調査研究」とは、議員の調査研究活動が会派から委託されたものであるか、または、議員が発案した調査研究活動が会派のための活動として承認されたものでなければならない。そして、上記承認は、会派代表者による政務調査費の支出の承認があったというだけでは足りず、当該議員から調査の目的、対象等の報告を受けた上でされなければならぬというべきである。また、上記の基準により当該事務所がもっぱら「会派の行う調査研究」にのみ利用されたものと認められた場合でない限り、当該事務所において「会派の行う調査研究」とそれ以外の活動が行われた割合により適正に按分された額を超えて支出された費用は、本件事務所費に当たらないといるべきである。

イ しかるに、本件においては、政務調査活動事務所記録簿を見ても、当該事務所における活動内容が、そもそも調査研究活動か否かがわからないものや該当するとは言い難いものが含まれているか、会派の行う調査研究活動であると会派が承認するに足りる記載をおよそ欠いている。また、そもそも事務所としての利用が他の議員事務所と比べて少ないため、設置する必要性がない事務所もある。

したがって、本件各支出について、会派代表者が当該支出を承認したからといって、当該事務所がその承認のとおり、全部または一部が「会派の行う調査研究」に供されたとはいえないから、本件各支出は、本件使途基準に違反するといるべきである。

ウ また、個別の備品についても、上記(2)イのとおり、抽象的には調査研究に直接必要な備品として政務調査費で購入するこ

とが許される備品にあたり得ると考えられるものは、テレビ、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダーであるが、これらの物品についても、支出の合理性、必要性の観点から考えれば、以下のとおり、いずれも購入するにあたっての必要性、合理性が認められず、その購入費を政務調査費から支出することは本件使途基準に違反するというべきである。

(ア) テレビについて

インターネットによる情報の配信が普及している現代社会において、テレビよりもパソコンや携帯電話を通じてより速報性の高い情報収集を行うことが可能である。また、地上波デジタル放送に対応した（以下「地デジ対応」という。）テレビに更新しなくとも、安価な地デジ対応チューナーを別途使えば十分に対応できる。したがって、テレビを購入する必要性はない。

仮に、テレビが速報性のある情報収集を行うために有益なものであるとしても、テレビは汎用性の高い家電製品であり、会派の行う調査研究にとどまらず、それを離れた議員の個人的な調査研究やその他の活動にも容易に転用されることも可能であるから、その購入費を政務調査費から支出することを認める合理性もない。

したがって、テレビが調査研究に直接必要な「備品」にあたり得るとしても、その購入の必要性、合理性は認められない。

(イ) DVDレコーダーについて

政務調査事務所には、パソコンが設置されており、パソコンには、通常、DVDレコーダーと同様の機能が備わってい

るから、あえて、DVDレコーダーを購入する必要性はない。

また、会派の行う政務調査活動以外の活動にも利用できる汎用性の高いものであることは、テレビと同様であり、政務調査費からの支出を認める合理性もない。

したがって、DVDレコーダーが調査研究に直接必要な「備品」にあたり得るとしても、その購入の必要性、合理性は認められない。

(ウ) ブルーレイディスクレコーダーについて

DVDレコーダーと同様に、購入の必要性、合理性は認められない。

なお、別紙のNo.48欄記載のブルーレイディスクレコーダーについては、テレビに地デジ対応チューナーがなく、デジタルチューナー機能を兼ねたブルーレイディスクレコーダーを購入したようであるが、そのような場合、地デジ対応チューナーそのものを購入すればよいのであり、あえて、ブルーレイディスクレコーダーを購入する必要性がない。

【被告の主張】

(1) 地方自治法第100条第14項の「調査研究に資する」範囲は、直接調査研究に要する経費に限られるものではなく、合理的関連性が認められる範囲で、調査研究の基盤整備に要する費用も含まれるのであり、また、調査研究のための必要性、合理性の判断については、会派の合理的判断に委ねられる部分が大きいため、その判断に裁量の逸脱、濫用があることが客観的に認められない限り、その必要性、合理性は否定されない。

(2) 個別の支出について

ア テレビ（別紙のNo.1, 2, 3, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 33,

34, 39, 40, 41, 43, 46, 49 欄)

テレビの映像と音声による最新情報の収集は、会派や議員の行う調査研究活動に資するものといえるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

イ 冷蔵庫（別紙の No. 4, 5, 45, 47 欄）

冷蔵庫については、来客に冷たいものを供することは一般的な接遇の範囲内であるといえ、また、政務調査事務所において議員や事務員が長時間執務するに当たり、これを備え付ける必要性が認められ、会派や議員の行う調査研究活動に資するものといえるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

ウ D V D レコーダー（別紙の No. 8 欄）

D V D レコーダーについては、収集した情報の記録、管理、編集のために用いるものであり、議員の行う調査研究活動に有用な機器であると認められるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

エ ブルーレイディスクレコーダー（別紙の No. 25, 48 欄）

ブルーレイディスクレコーダーは、D V D レコーダーと比較して、機能はほぼ同様であり、価格は1万円から2万円程度高額であるが、記録容量が約5倍となる利点を有し、映像等の記録に適している。また、この程度の機能、価格の違いは、それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないというべきであるから、その

購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

オ 地デジ対応テレビチューナー（別紙の No. 35 欄）

地デジ対応テレビチューナーは、地上アナログ放送用のテレビに接続することにより地上デジタル放送の視聴を可能にする機器であり、テレビが会派や議員の行う調査研究活動に資することから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

カ 掃除機（別紙の No. 6 欄）

掃除機については、事務所の最低限の衛生管理を行い、そこで日々実施される会議、研修会、面談等を円滑に進めるために必要な機器であると認められるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

キ ジャーポット（別紙の No. 7 欄）

ジャーポットについては、来客に湯茶を供することは一般的な接遇の範囲内であるといえるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

ク 電子ケトル（別紙の No. 26 欄）

電子ケトルについては、来客に湯茶を供することは一般的な接遇の範囲内であるといえるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

ケ エアコン（別紙の No. 9, 10, 11, 12, 27, 28, 29, 30, 31,

50 欄)

エアコンについては、議員や事務員が長時間執務する政務調査事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

コ 石油ファンヒーター（別紙の No. 13, 32 欄）、電気ストーブ（別紙の No. 15, 36 欄）、ガスファンヒーター（別紙の No. 16 欄）、ガスストーブ（別紙の No. 17 欄）

石油ファンヒーター、電気ストーブ、ガスファンヒーター及びガスストーブについては、いずれも、議員や事務員が長時間執務する政務調査事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

サ 扇風機（別紙の No. 14 欄）

扇風機については、少ない光熱費で冷房効果を高める効果があり、議員や事務員が長時間執務する政務調査事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

シ CD ラジオ（別紙の No. 37 欄）

CD ラジオについては、ラジオによる最新の音声情報の収集が調査研究活動に資することが認められ、また、CD 機能が付加されていることについては、この程度の機能、価格の違いは、

それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

ス コーヒーメーカー（別紙の No. 38 欄）

コーヒーメーカーについては、来客に湯茶を供することは一般的な接遇の範囲内であるといえるところ、コーヒーもその範囲に含まれるものといえるから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

セ テレビドアホン（別紙の No. 42 欄）

テレビドアホンについては、来客者の確認のために設置されており、議員及び職員が女性である事務所において、安全に対する配慮からテレビ機能付きとしたことも理解できる。また、この程度の機能、価格の違いは、それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないから、その購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 (1) 本件各支出は、いずれも、本件各会派が平成23年度中に交付を受けた政務調査費から、本件規則別表所定の事務所費（本件事務所費）として支出したものであるところ、地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派又は議員に対し、政務調査費を交付することがで

きると定めており、この定めを受けて、本件条例は、会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（7条）、政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において7条に規定する使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（9条3項）と規定している。

そして、本件使途基準によれば、政務調査費は本件規則の別表に掲げる経費と認められるものに充てることとされ（同規則8条(1)）、同規則の別表には、「事務所費」（本事務所費）とは「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定められている。したがって、支出された政務調査費（本件各支出）が本事務所費と認められるものに充てられていない場合には、当該支出は違法であり、当該支出をした会派は、広島市に対し、当該支出相当額を不当利得として返還しなければならないというべきである。

(2) 政務調査費から支出することが許される事務所費について

本件条例は、会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（7条）と定め、本件使途基準は、本事務所費について「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定めている。したがって、本件政務調査費から支出することができる事務所費とは、会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

であつて、議員の調査研究に資するために必要と認められる経費でなければならないというべきである。

また、本件事務所費は「会派の行う調査研究のために必要な事務所」の経費であるから、事務所内で会派の行う調査研究とそれ以外の活動が行われている場合には、事務所内での活動実績に照らしてそれぞれの活動が行われた割合に応じて事務所の設置及び管理に要する経費を按分し、会派の行う調査研究がされた割合に応じた按分額を超える支出をすることは、本件使途基準に違反するというべきである。

(3) 「会派の行う調査研究のために必要な事務所」について

ア 上記(2)で検討したとおり、「事務所費」とは「会派の行う調査研究のために必要な事務所」の経費でなければならないから、政務調査費によって購入された物品が設置、管理される事務所は、「会派の行う調査研究のため」の事務所でなければならないというべきである。

そして、ここにいう「会派の行う調査研究」には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきであり、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである（最高裁平成19年（行ヒ）第170号同21年7月7日第三小法廷判決、裁判集民事231号183頁参照）。

イ(ア) これを本件についてみると、前提事実並びに後掲の証拠及

び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 本件マニュアルによれば、政務調査用の事務所については事務所台帳及び賃貸借契約書（賃貸事務所の場合）を、政務調査費で全額を支出又は実績により按分している事務所については政務調査活動事務所記録簿を、それぞれ本件マニュアルの別添様式集で定める様式又はそれと同等の内容が記載されている会派で定めた様式により資料を作成し、会派で保管しておく必要があるとされている。そして、本件マニュアルの別添様式集によれば、政務調査活動事務所記録簿の1枚目には事務所使用形態等を記入する欄があり、そのうちの事務所使用目的を記入する欄には、政務調査活動専用か他の活動と兼用かを記入することとされており、また、同記録簿の2枚目以降は活動記録表となつており、各月ごとに、毎日、「政務調査活動のための使用時間」、「その他の活動のための使用時間」、及び「主な政務活動の内容」を記入することとされている。（甲3、甲12）

本件各会派の代表者は、本件マニュアルの別添様式集で定める様式又はこれと同等の内容が記載されている会派で定めた様式に従って各議員が記入した政務活動事務所記録簿及び活動記録表の記載を確認していた。（調査嘱託の結果、弁論の全趣旨）

b 政務調査費の支出の対象が物品の購入に要する経費である場合、会派の代表者は、議員から提出された当該物品に係る見積書等を踏まえ、支出の対象が本件使途基準に従ったものかを判断し、本件マニュアルの基本指針にも留意

した上で、政務調査費を支出する決定を行う。そして、この支出決定に際しては、その都度、本件マニュアルの別添書式集で定める様式で支出伝票（甲12）が作成される。

本件各支出についても、各議員がそれぞれ当該物品に係る見積書等を会派の代表者に提出し、会派の代表者がその支出を承認して、各政務調査費の支出が決定された。

c 本件各支出のうち、別紙の購入者欄に議員名が記載されている電化製品は、本件各会派の代表者が上記aのようにして確認した当該議員の個人事務所で使用・保管されている。（甲1）

(イ) 上記(ア)で認定した事実によれば、本件各会派においては、会派の代表者の承認を得て政務調査費が支出されることになっており、その承認に係る内部的な意思決定手続等に関して特別の取決めがされていたような事情はうかがわれない。そうすると、本件各会派の代表者が本件各支出についてした承認は、本件各会派において内部的に決定された正規の政務調査費支出の手続に則して、本件各会派の名において行われたものということができる。そうである以上、その承認は、本件各会派自らがした承認と評価されるものであり、また、特段の事情のない限り、その所属議員の個人事務所における調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認めるのが相当であるところ、本件各支出について、上記特段の事情はうかがわれず、また、本件各会派は、その所属する各議員が作成した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載に基づき、各議員の事務所での活動を把握した上で、本

件各支出を承認したことが認められ、各議員が作成した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載が事実と異なることをうかがわせる証拠はない。

したがって、本件各支出によって購入された電化製品が使用、保管された事務所は、「会派の行う調査研究のため」の事務所であると認められる。

ウ なお、原告は、会派の行う調査研究のために必要な「事務所」とは、議員個人の事務所ではなく、会派がその名義で設置した事務所に限られるものと解すべきである旨主張するが、上記アのとおり、「会派の行う調査研究」には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきであり、それには当該議員の個人事務所においてなされるものも含まれると解されるから、原告の主張は採用できない。

(4) 事務所の設置及び管理に要する経費について

ア 上記(2)で検討したとおり、本件条例7条及び本件使途基準に照らすと、政務調査費をその購入費に充てることが認められる物品は、事務所の設置及び管理に必要な物品であり、かつ、議員の調査研究に資すると認められるものでなければならないというべきである。

そこで、以下、このような観点から、本件各支出によって購入された物品の必要性、合理性について検討する。

なお、この点に関し、原告は、「事務所の設置及び管理に要する経費」には、単に事務所として機能するために必要な備品の購入費は含まれず、会派の行う調査研究そのものに直接必要な

備品の購入費に限定されると解すべきである旨主張する。しかし、政務調査を行うために設置された事務所が、事務所として機能するために必要な物品も間接的とはいえ議員の調査研究に資するものと解されること、本件使途基準が事務所の設置だけでなく管理の経費も事務所費として認め得るものとしていることから、本件使途基準を原告主張のように限定して解釈するのはその文理上も無理があると考えられることなどに照らせば、この点に関する原告の主張は採用できない。

また、原告は、本件マニュアルでは、備品とは購入金額2万円以上でなければならないとされているから、2万円に満たない物品についても購入することは許されないとも主張するが、本件マニュアルにおいて「『備品』とは購入金額2万円以上の事務用機器等をいう。」(甲3、17頁)と記載されているのは、管理の態様が異なることになる物品の分類についての注意喚起であり、2万円以下の事務用機器の購入が本件使途基準に違反する趣旨の記載とは解されないから、この点に関する原告の主張も採用できない。

イ 本件各支出に係る物品について

- (ア) テレビ(別紙のNo.1, 2, 3, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 33, 34, 39, 40, 41, 43, 46, 49欄), 地デジ対応テレビチューナー(別紙のNo.35欄), CDラジオ(別紙のNo.37欄)について

テレビ、地デジ対応テレビチューナー及びCDラジオは、映像や音声によって最新の情報を収集するために必要な物品であるから、その購入は、いずれも事務所の設置及び管理に必要であり、かつ、議員の調査研究に資すると認められる。

この点、原告は上記第2の3原告の主張欄(3)ウ(ア)のとおり主張する。

しかし、インターネットによる情報の配信が普及しているとはいえ、それにより、テレビ、ラジオ放送による情報の収集の有用性が消失するものではなく、テレビよりもパソコンや携帯電話の方が速報性の高い情報収集を行うことが可能であるとは限らない。また、地デジ対応のために、地デジ対応チューナーを用いるか地デジ対応テレビを用いるかは、テレビの耐用年数等を考慮した各議員の合理的判断に任せられており、地デジ対応チューナーによって地デジ対応ができるからといって、地デジ対応テレビを購入する必要性が否定されるわけではないというべきである。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(イ) 冷蔵庫（別紙のNo.4, 5, 45, 47欄）、ジャーポット（別紙のNo.7欄）、電子ケトル（別紙のNo.26欄）、コーヒーメーカー（別紙のNo.38欄）について

冷蔵庫、ジャーポット、電子ケトル及びコーヒーメーカーは、来客に冷たい飲料や湯茶、コーヒーを提供するために必要な物品であり、そのようなことは一般的な接遇の範囲内であり、円滑に調査研究をするために必要性を認め得るから、これらの物品の購入は、いずれも事務所の設置及び管理に必要であり、かつ、議員の調査研究に資すると認められる。

(ウ) DVDレコーダー（別紙のNo.8欄）、ブルーレイディスクレコーダー（別紙のNo.25, 48欄）

DVDレコーダー及びブルーレイディスクレコーダーは、収集した情報の記録、管理、編集のために必要な物品である

から、その購入は、いずれも事務所の設置及び管理に必要であり、かつ、議員の調査研究に資すると認められる。

この点、原告は上記第2の3原告の主張欄(3)ウ(イ)(ウ)のとおり主張する。

しかし、事務所に設置されたパソコンにDVDレコーダー及びブルーレイディスクレコーダーと同様の機能が備わっているとは限らず、また、議員の調査研究のために、テレビ放送等の情報を簡略な方法で直ちに記録することや、収集した情報を検討するためにパソコンよりも大画面のテレビなどでこれを再生すべき場合もあり得ることなどからすれば、パソコンが設置されているからといってDVDレコーダー及びブルーレイディスクレコーダーを購入する必要性が否定されるわけではないというべきである。また、別紙のNo.48欄のブルーレイディスクレコーダーの購入目的に地デジ対応が含まれていたからといって、ブルーレイディスクレコーダーを購入する必要性が否定されるわけではないというべきである。

したがって、DVDレコーダー及びブルーレイディスクレコーダーを購入する必要性がない旨の原告の主張は採用できない。

(エ) 掃除機（別紙のNo.6欄）

掃除機は、事務所の最低限の衛生管理を行い、そこで日々実施される会議、研修会、面談等を円滑に進めるために必要な物品であるから、その購入は、事務所の設置及び管理に必要であり、かつ、議員の調査研究に資すると認められる。

(オ) エアコン（別紙のNo.9, 10, 11, 12, 27, 28, 29, 30, 31,

50 欄), 石油ファンヒーター(別紙の No. 13, 32 欄), 電気ストーブ(別紙の No. 15, 36 欄), ガスファンヒーター(別紙の No. 16 欄), ガスストーブ(別紙の No. 17 欄), 扇風機(別紙の No. 14 欄)

エアコン, 石油ファンヒーター, 電気ストーブ, ガスファンヒーター, ガスストーブ及び扇風機は, 議員や事務員が執務する事務所内を適温に保ち, そこで実施される面談等を円滑に進めるために必要な物品であるから, その購入は, いずれも事務所の設置及び管理に必要であり, かつ, 議員の調査研究に資すると認められる。

(カ) テレビドアホン(別紙の No. 42 欄)

テレビドアホンは, 来客者の確認のため必要な物品であるから, その購入は, 事務所の設置及び管理に必要であり, かつ, 議員の調査研究に資すると認められる。

ウ 以上のとおり, 本件各支出によって購入された物品は, いずれも事務所の設置及び管理に必要であり, かつ, 議員の調査研究に資するものと認められる。

(5) 本件各支出の割合について

ア 上記(2)で検討したとおり, 事務所内で会派の行う調査研究とそれ以外の活動が行われている場合には, 事務所内での活動実績に照らして, それぞれの活動が行われた割合に応じて事務所の設置及び管理に要する経費を按分し, 会派の行う調査研究がされた割合に応じた按分額を超えて政務調査費から支出することは, 本件使途基準に違反するというべきである。

そこで, 以下, 本件各支出について, 会派の行う調査研究がされた割合に応じた按分額を超えて政務調査費から支出され

たか否かを検討する。

イ(ア) 「自由民主党・保守クラブ」に所属する母谷龍典議員、八軒幹夫議員、山路英男議員、宮崎誠克議員、種清和夫議員、豊島岩白議員、三宅正明議員及び大野耕平議員、「市政改革、地域デザイン、無党派クラブ」に所属する山本誠議員、八條範彦議員及び伊藤昭善議員並びに「爽志会」に所属する永田雅紀議員は、購入した電化製品（別紙の No. 1 ないし 3, 5, 8 ないし 17, 21, 23 ないし 26, 28 ないし 32, 47, 48 欄）の費用全額を政務調査費から支出しているところ、前提事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 自由民主党・保守クラブは、同会派所属の各議員の事務所において政務調査活動以外の活動がされているかを確認するに当たって、同会派所属の各議員から提出された政務調査活動事務所記録簿（乙6ないし乙13）の事務所使用形態等において、いずれの議員の事務所使用目的も「政務調査活動専用」であること、及び事務所内に常勤職員がいる場合の業務内容が「政務調査活動専用」であることを確認した。

また、政務調査活動事務所記録簿と一体となっている活動記録表において、事務所の活動時間数を確認し、いずれの事務所も政務調査活動のみに使用されており、それ以外の活動時間数がないことを確認した。

さらに、同活動記録表の「主な政務調査活動の内容」欄に記載された項目を確認し、政務調査活動か否かについて疑問が生じた場合には、議員本人に確認したり、会派代表

者が直接政務調査事務所に赴き、事務所が政務調査活動専用として利用されていることを適宜確認した。

以上のような確認を行った後、同会派所属の各議員に対し政務調査活動事務所記録簿の記載内容に誤りがないことを最終確認して、本件マニュアルに則り、適正な処理がされたものと判断し、これらの事務所が政務調査活動専用の事務所であると認めた。

(以上につき、乙34、調査嘱託の結果)

b 市政改革・地域デザイン・無党派クラブ（現在の会派名は「市政改革・無党派クラブ」である。）は、同会派所属の各議員の事務所において政務調査活動以外の活動がされているかを確認するに当たって、同会派所属の各議員から提出された政務調査活動事務所記録簿（乙14ないしお16）の事務所の使用目的が「①政務調査活動専用」又は「②政務活動専用」となっていることを確認した。

また、政務調査活動記録簿と一体となっている活動記録表の記載を確認し、同記録表の「その他の活動のための使用時間」欄等の記載によって政務調査活動以外の活動がないこと及び「主な政務調査活動の内容」欄の記載についても政務調査活動以外の活動のためには使用されていないことを確認し、活動の内容が明確でない場合は、その都度対象の議員に直接確認し、事務所が専ら政務調査活動に使用されていることを確認した。

さらに、政務調査活動以外の活動については、これを行うための別事務所を構えていることについても確認した。

また、伊藤議員に関しては、平成24年1月から新たに

別の事務所を賃借して、これを後援会活動等を行う事務所とし、従来から政務調査活動を行っていた事務所を政務調査活動専用としたため、政務調査費で全額支出することを認めたが、その際は、会派の代表者がそれぞれの事務所を訪れ、従来からの事務所が専ら政務調査活動に使用されていることを確認した。

(以上につき、甲11の2、調査嘱託の結果)

c. 爽志会（現在の会派名は「自由民主党」である。）は、永田議員の事務所において政務調査活動以外の活動がされているかを確認するに当たって、永田議員から提出された政務調査活動記録表（乙17）について、事務所使用目的や事務所内の常勤職員の業務内容が政務調査活動専用となっていることの確認をした。さらに、同記録表によつて、「その他の活動のため」に使用された時間がないことを確認し、活動の内容についても政務調査活動以外には使用されていないことを確認した。

また、永田議員から、政務調査活動以外の活動は別の事務所で行っている旨の説明があったため、別に設けられた事務所及び政務調査活動記録表に記載された事務所を調査し、政務調査活動以外の活動は別の事務所で行われていること及び政務調査活動記録表に記載された事務所では専ら政務調査活動が行われていることを確認した。

(以上につき、甲11の3、調査嘱託の結果)

(イ) 上記(ア)で認定した事実によれば、自由民主党・保守クラブ、市政改革・地域デザイン・無党派クラブ及び爽志会は、政務活動費を支出するにあたって、会派に所属する各議員が記入

した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表の記載に基づき、各議員の事務所において会派の行う調査研究以外の活動が行われていないかを確認し、その中で会派の行う調査研究か否かが明らかではない活動については、直接議員本人に確認するなどしており、また、会派の行う調査研究のための事務所とそれ以外の活動のための事務所を有する議員については、各事務所の実態を調査した上で、本件各支出に係る電化製品が使用、保管された事務所においては会派の行う調査研究のみが行われていることを確認している。そして、母谷龍典議員、八軒幹夫議員、山路英男議員、宮崎誠克議員、種清和夫議員、豊島岩白議員、三宅正明議員、大野耕平議員、山本誠議員、八條範彦議員、伊藤昭善議員及び永田雅紀議員が記入した政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表（乙6ないし乙17）の記載を見ても、各議員が事務所内において会派の行う調査研究以外の活動をしたことを行うかがわせる記載は見受けられないであって、これらの事情に鑑みれば、各議員の事務所において専ら会派の行う調査研究がされているとした上記各会派の判断が誤りであるとは認められない。

- (イ) また、上記各議員が、政務調査費によって購入した別紙のNo.1ないし3, 5, 8ないし17, 21, 23ないし26, 28ないし32, 47, 48欄記載の電化製品を会派の行う調査研究以外の活動に使用したことを認めるに足りる証拠はない。
- (エ) 以上によれば、上記各会派が別紙のNo.1ないし3, 5, 8ないし17, 21, 23ないし26, 28ないし32, 47, 48欄記載の電化製品の購入費全額を政務調査費から支出したことは、

本件使途基準に違反しないというべきである。

ウ 「(前) みんなの党」は、関藤雄姿議員の事務所で使用、保管された電化製品（別紙の No. 49, 50 欄）の購入費全額を政務調査費から支出しているところ、関藤雄姿議員の事務所に係る政務調査活動事務所記録簿及び活動記録表（乙5）によれば、同事務所の使用目的は政務調査活動専用とされており、これに証人関藤の供述書も併せ考慮すると、同事務所内において会派の行う政務調査活動以外の活動が行われたことは認められない。

また、関藤雄姿議員が、政務調査費によって購入した別紙の No. 49, 50 欄の電化製品を会派の行う調査研究以外の活動に使用したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、「(前) みんなの党」が別紙の No. 49, 50 欄記載の電化製品の購入費全額を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に違反しないというべきである。

エ 自由民主党・保守クラブ、市政改革・地域デザイン・無党派クラブ、市民連合、公明党、日本共産党及び爽志会の会派控室で使用、保管された電化製品（別紙の No. 4, 6, 7, 19, 33, 39, 43, 45, 46 欄）の購入費については、政務調査費からその全額が支出されているが、会派控室では会派の行う調査研究がされていると推認されるところ、本件全証拠を精査しても、上記各会派の会派控室において会派の行う調査研究以外の活動がされたことは認められない。

また、上記各会派に所属する議員が、政務調査費によって購入した別紙の No. 4, 6, 7, 19, 33, 39, 43, 45, 46 欄記載の電化製品を会派の行う調査研究以外の活動に使用したこと

認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記各会派が別紙の No. 4, 6, 7, 19, 33, 39, 43, 45, 46 欄記載の電化製品の購入費全額を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に違反しないというべきである。

オ 市政改革・地域デザイン・無党派クラブの藤田博之議員、竹田康律議員及び土井哲男議員、市民連合の山内正晃議員、田尾健一議員、森本健治議員、並びに公明党の安達千代美議員及び米津欣子議員の各事務所で使用、保管された電化製品（別紙の No. 20, 22, 27, 34 ないし 38, 40 ないし 42 欄）の購入費は、そのうち 2 分の 1 が政務調査費から支出されているが、本件全証拠を精査しても、上記各議員の事務所において会派の行う調査研究以外の活動が 2 分の 1 を超える割合で行われたと認める証拠はなく、また、本件マニュアルにおいては、政務調査活動と他の活動の区分が明らかでなく、実績の把握が困難である場合については 2 分の 1 を上限として備品費等に政務調査費を充てることができると記載されていることも考慮すると、上記各会派が別紙の No. 20, 22, 27, 34 ないし 38, 40 ないし 42 欄記載の電化製品の購入費の 2 分の 1 を政務調査費から支出したことが不合理であるともいえない。

また、上記各議員が、政務調査費によって購入した別紙の No. 20, 22, 27, 34 ないし 38, 40 ないし 42 欄記載の電化製品を 2 分の 1 を超える割合で会派の行う調査研究以外の活動に使用したことを認めるに足る証拠は存しない。

したがって、上記各会派が別紙の No. 20, 22, 27, 34 ないし 38, 40 ないし 42 欄記載の電化製品の購入費の 2 分の 1 を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に違反しないという

べきである。

カ、以上によれば、事務所内における会派の行う調査研究がされた割合に応じた按分額を超えて、本件各支出に係る電化製品の購入費が政務調査費から支出されたとは認められない。

2 以上によれば、本件各支出が本件使途基準に違反するとは認められないから、原告の請求はいずれも理由がないというべきである。よって、原告の請求は、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 末永雅之

裁判官 吉岡茂之

裁判官 土山雅史

会派・品目・購入者・政務調査費支払額一覧表

(単位:円)

No	会派名	品目	購入者	政務調査費 支出額	按分
1	自由民主党・保守クラブ (旧、自由民主党新 政クラブ、ひろしま 保守クラブを含 む。)	テレビ	母谷議員	39,800	
2		テレビ(3D)	八軒議員	54,680	
3		テレビ	山路議員	25,900	
4		冷蔵庫	会派	89,800	
5		冷蔵庫	宮崎議員	26,500	
6		掃除機	会派	14,400	
7		ジャー・ポット	会派	10,800	
8		DVDレコーダー	種清議員	33,800	
9		エアコン	母谷議員	123,525	
10		エアコン	豊島議員	153,920	
11		エアコン	三宅議員	150,000	
12		エアコン	山路議員	128,000	
13		石油ファンヒーター	母谷議員	10,800	
14		扇風機	母谷議員	1,980	
15		電気ストーブ	大野議員	1,980	
16		ガスファンヒーター	山路議員	16,800	
17		ガスストーブ	山路議員	29,000	
18		空気清浄機	山路議員	23,787	
19	市政改革・地域デザ イン・無党派クラブ (旧、市民市政クラ ブ、市政改革クラ ブ、地域デザインを 含む。以下「市政改 革ネットワーク」と いう。)	テレビ	会派	71,000	
20		テレビ	藤田議員	27,400	1/2
21		テレビ	山本議員	45,700	
22		テレビ	竹田議員	18,000	1/2
23		テレビ	八條議員	24,700	
24		テレビ	伊藤議員	31,400	
25		ブルーレイディスクレコーダー	山本議員	46,800	
26		電子ケトル	伊藤議員	4,500	
27		エアコン	土井議員	90,500	1/2
28		エアコン	山本議員	82,605	
29		エアコン	山本議員	300,000	
30		エアコン	八條議員	141,025	
31		エアコン	伊藤議員	122,150	
32		石油ファンヒーター	山本議員	15,576	
33	市民連合	テレビ	会派	32,335	
34		テレビ	山内議員	27,500	1/2
35		地デジ対応テレビチューナー	田尾議員	4,990	1/2
36		電気ストーブ	森本(健)議員	4,980	1/2
37		CDラジオ	森本(健)議員	3,490	1/2
38		コーヒーメーカー	森本(健)議員	4,080	1/2
39		テレビ	会派	97,795	
40	公明党	テレビ	安達議員	25,950	1/2
41		テレビ	米津議員	36,942	1/2
42		テレビドアホン	米津議員	24,000	1/2
43		テレビ	会派	122,410	
44	日本共産党	テレビ	会派	59,985	
45		冷蔵庫	会派	60,100	
46		テレビ	会派	77,000	
47	爽志会	冷蔵庫	永田議員	39,800	
48		ブルーレイディスクレコーダー	永田議員	44,820	
49	(前)みんなの党	テレビ	関藤前議員	56,800	
50		エアコン	関藤前議員	110,000	

注1) 支出額には、物品の取付工事費等の経費を含んだものがある。

注2) 按分欄に 1/2 と記載されたものは、政務調査費支払額が購入金額の2分の1に按分
されているものである。

これは正本である

平成27年10月14日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

西川 敬志